

達古武湖自然再生事業 面源負荷に関する普及啓発について

環境省北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所
平成27年12月18日(金)

達古武湖における面源負荷に関する普及啓発について

▶ 背景

達古武湖自然再生事業では、水生植物の生育環境を改善するためにヒシ分布域制御などの対策を講じているが、根本的には流域からの栄養塩類の流入抑制が必須であり、面源負荷対策は、必要不可欠である。

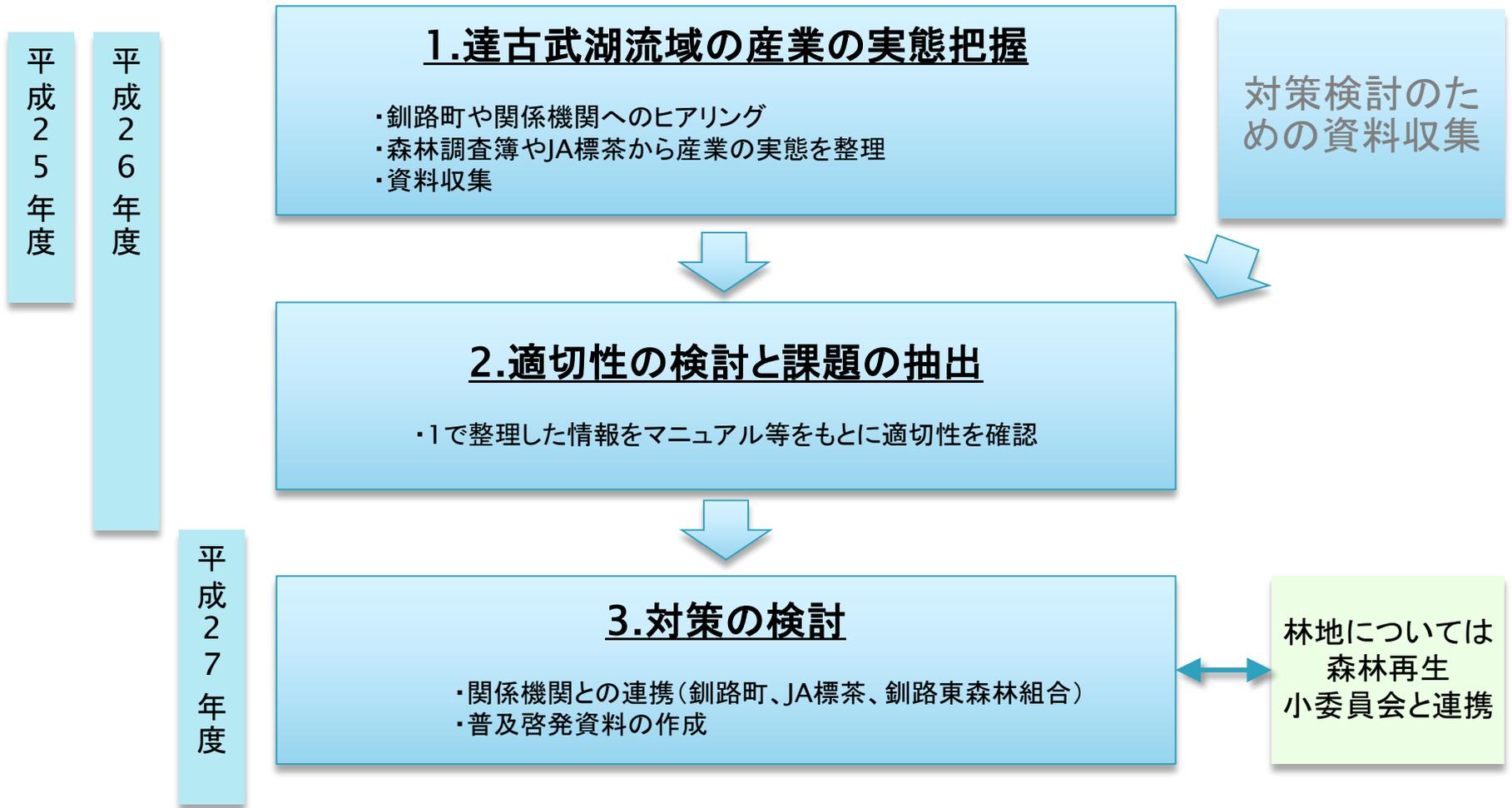
▶ 方針

▶ 面源負荷に関する普及啓発を行う。

▶ 進め方

- ・農地と林地を分けて検討をすすめる
- ・釧路町や関係機関と協力のうえ、対策を検討する
- ・対策は、農家・森林所有者の営みに係る事項であるため、過度な負担がかからないよう留意する
(※地域一丸となって取り組んでいくという雰囲気醸成)
- ・林地については森林再生小委員会とも連携の上、取組をすすめる

これまでの検討フロー



※以降、農地と林地を分けて説明

資料 構成

(1 農地)

1-1 実態把握 (農地)

1-2 適切性の検討と課題の抽出(農地)

1-3 対策の検討(農地)

普及啓発用パンフレット(農地)【案】作成

資料配付

(2 林地)

2-1 実態把握(林地)

2-2 適切性の検討と課題の抽出(林地)

2-3 対策の検討(林地)

2-4 森林再生小委員会における指摘
(林地)

普及啓発用パンフレット(林地)【案】作成

資料配付

3 今後の展開

1-1 実態把握(農地)

▶ 調査方法

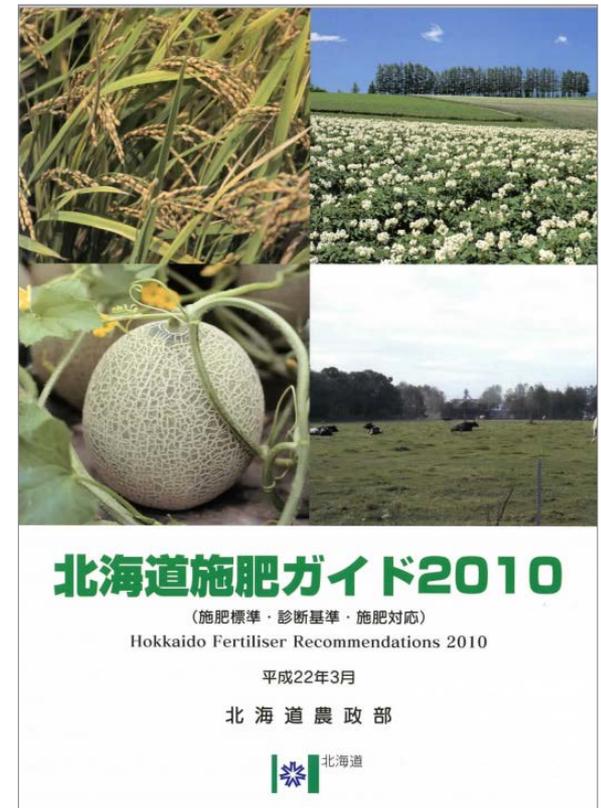
■ **達古武湖流域内に農地(牧草地・放牧地)を持つ農家について**
関係機関へヒアリング(管理状況・指導状況等)を実施

- ・釧路町
- ・標茶町協同組合(JA標茶)
- ・根釧農業試験場 など

▶ 視点

- ・流域の営農状況を把握する
- ・土地の区分(牧草地、放牧地)や場面(草地更新時など)ごとに整理する
(※流域内に畑作農家はない)
- ・施肥(量・方法)、家畜の管理など
一般的な面源負荷対策¹⁾の分類を参考に調査を実施する

1) 湖沼水質保全のための流域対策の基本的考え方
～非特定汚染源からの負荷対策～(国交省、農水省、環境省、H18)



1-2 適切性の検討と課題の抽出(農地)

分類		現状	課題・検討結果
流域の畜産業の状況	家畜排せつ物の管理	流域内すべての農家に堆肥盤が設置されている	法律の施行から年数が経過しており、老朽化や営農規模の観点から、改めて実態に即した規模・運用であるか確認の必要が生じる可能性。
	堆肥の流通状況	流域内の農家で発生した堆肥は基本的に域内で消費。(ただし熟度に課題あり)	完熟堆肥を施用することで施肥効率が上がる可能性。
牧草地	施肥量・方法	草地更新時・維持管理時とも施肥は適切な量・方法で実施。	—
	肥料の資材	土壌診断(10年に1回)をもとに、リン系の肥料を施肥しているが、適正範囲内。 草地更新時は化学肥料のみの施用で適正な資材を使用。	堆肥と化学肥料を併用することで、全体の施肥量・コストを削減できる可能性。
	土壌の被覆	冬期は積雪のため、何も植えていない。春肥は雪解け後に施用。	—
放牧地	放牧地の施肥	施肥は適切な量・方法で実施。	—
	放牧の密度・時間	一部でやや放牧時間が長くなっている可能性。	適正な放牧時間とすることが望ましい。

※家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律：平成11年11月1日施行、平成16年本格施工

2-1 実態把握(林地)

▶ 調査方法

■ 関係機関へのヒアリング(管理状況・指導状況)を実施

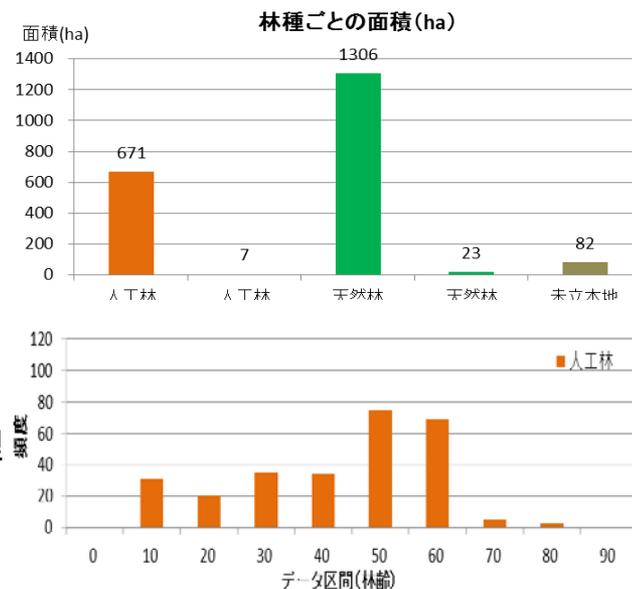
- ・釧路町
- ・釧路東森林組合

■ 森林管理状況の把握

- ・釧路総合振興局より得た森林調査簿データ(H25.1.1時点)をもとに達古武湖流域の森林の樹種構成、林齢、施業履歴等を整理

▶ 視点

- ・流域の森林管理状況(自然林、人工林)を把握する
- ・各機関と森林所有者のコミュニケーションの実施状況・頻度を把握する



2-2 適切性の検討と課題の抽出(林地)

分類		現状	課題・検討結果
山林の適正管理	伐採管理	<ul style="list-style-type: none"> ・組合加入者は森林組合の指導の下、適切な森林施業を実施。 ・非加入者や、不在地主については連絡が困難な場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然林が地域の生態系の保全にも寄与することを再度お知らせすること ・非加入者・不在地主への連絡や相談窓口を案内すること
	下層植生への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・森林組合では間伐を適切に実施し、下層植生がなくならないよう配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な間伐や植林を実施すれば補助金対象となることを再度お知らせすること
	伐採後の処理など	<ul style="list-style-type: none"> ・森林組合では伐採後は植林を推奨 ・自然林の伐採後、植栽が実施されず、母樹等が少ない条件での「天然更新」が行われている例がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・間伐や伐採、作業道の設置等も下流の環境に与える影響を軽減するという意識づけ ・伐採後は植林など(十分な母樹保残など適切な天然更新を含む)を推奨すること
	作業道の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・森林組合では適切に実施 	
指導体制	組合加入者	<ul style="list-style-type: none"> ・森林組合が、委託または請負で指導・管理を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・相続時や引越に伴い、不明確になりがちな森林所有者の把握と継続的な指導
	組合非加入者	<ul style="list-style-type: none"> ・釧路町が森林経営計画の受領・指導を実施(※林地開発とは窓口が異なる) 	<ul style="list-style-type: none"> ・釧路町が、推奨する施業や相談窓口(組合)を紹介すること

2-4 森林再生小委員会における指摘(林地)

指摘事項	対応の方針
人工林の所有者だけでなく、自然林の所有者に対してもアプローチが必要である。	普及啓発資料の構成を変更し、自然林の役割・価値についても記載。
自然林の所有者にメリットがないことが課題である。	自然再生事業全体で取り組む長期的な課題として今後の検討事項とする。
自然林の保全や適切な施業は地域全体で連携して取り組むべきものである。	自然再生事業全体で取り組む長期的な課題として今後の検討事項とする。
自然林の伐採については、土地の売買の際に生じているものもある。	自然再生事業全体で取り組む長期的な課題として今後の検討事項とする。

3 今後の展開

- ▶ 普及啓発資料発行にあたり、釧路町やJA標茶、釧路東森林組合と連携する
- ▶ 普及啓発資料の配布の方法について検討する
- ▶ 釧路町やJA標茶、釧路東森林組合、その他の関係機関とは、継続して連携しながら取組を推進する

